

9. 19 判決

東京電力福島第一
原発事故刑事裁判

いよいよ判決! 9月19日 福島原発刑事訴訟

世界中を震撼させた福島第一原発事故。

多くの住民が避難を強いられ、その途中で命を落とし、未だ元の土地に戻れずにいます。

その刑事責任を問うため、全国の1万5千人が告訴・告発を行い、検察庁が不起訴とするも、市民からなる検察審査会が強制起訴を決めました。刑事裁判は2017年6月30日の初公判から1年9か月、37回にわたる公判をもって結審し、原発事故から約8年半となる2019年9月19日に東京地方裁判所が判決を言い渡します。対策を怠り、これほどの被害を引き起こした者たちに責任を取らせなければなりません。

ぜひ判決にご注目下さい!

Point!

- 問われる罪は「業務上過失致死傷罪」。大津波を予見できたのに対策をせず事故を起こし死傷者を発生させた罪
- 強制起訴事件では、検察官の代わりに裁判所が指定した弁護士が被告人の罪を追及する

「母は東電に殺されたと思っています」

この裁判で認定された被害者の中には、原発から4.5Kmにある**双葉病院**から避難した際に亡くなった方のうち44名が含まれています。

法廷では病院の医師や看護師が、原発事故さえなければ亡くなることはなかったと証言し、遺族は「絶対に許すことは出来ない」「私は、母は東電に殺されたと思っています」などと陳述しました。



双葉病院から避難する際に放置された車椅子 (撮影: 飛田晋秀)

大津波は予見されていた!

政府機関が2002年に公表した知見「長期評価」をもとに、東電が福島沖の津波高さを計算した結果、2008年3月には福島第一原発を襲う可能性がある津波は**15.7m**になることがわかりました。

東電の津波対策担当者たちは、10mの防潮堤や沖合の防波堤など対策を検討していましたが、武藤被告人が、原発の安全審査をする学者への根回しを指示するなどして先送りにし、結局3.11を迎えるまで何の対策もしませんでした。

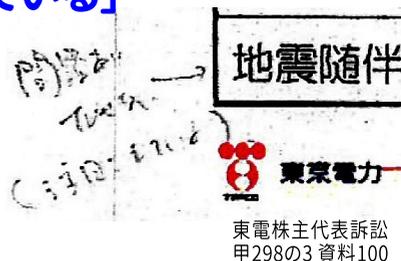
「原発を止められてしまうから・・・」

長期評価を取り入れた対策をすることは、東電の「天皇」勝俣被告人らが出席する「御前会議」でいったん了承されていました。

それが先送りにされた理由についてある東電幹部は、「審査の期限までに対策が完了する見込みがなく、最悪、原発を止められてしまう」「柏崎刈羽原発が地震のため全号機止まっていたので、福島第一原発まで停止すればさらに収支が悪化する」「津波水位を少しでも下げて工事費用を抑えたい」などと、検察官に対し供述していたことが明らかになりました。

「問題あり」「だせない」「注目されている」

2009年の御前会議では、吉田昌郎部長（事故発生当時の福島第一原発所長）が、「津波の高さが14mになるという人もいて」という発言をしたことが議事録に残っています。これについて被告人らは、当時は重要視されていなかったと供述しました。しかし会議の資料には書記が「問題あり だせない（注目されている）」と書き込んでいました。



「責任は現場にあって会長にはない!」・・・?

被告人らは、法廷で裁判官に向かってお辞儀をして謝罪の言葉を述べたものの、自分たちには権限も責任も無かったのだと主張しました。

イラスト：人見やよい

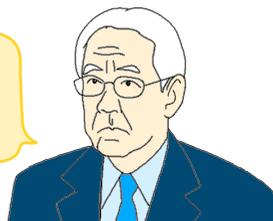


武黒一郎元副社長
(元原子力・立地本部長)

15.7mの津波は計算に根拠が
無いと思った
根拠がないものに対策は取れない

浸水すると原子炉の冷却が
できなくなるという報告を
受けたことがあるが
現実性が無いと思った

原発の安全についての責任は
一義的に現場にある
私に責任が全く無いとは言わないが
基本的に無い



武藤栄元副社長
(元原子力・立地本部長)



勝俣恒久元会長

「反省の態度がない」として指定弁護士が
法定最長の禁錮5年を求刑！ 裁判官の判断は!?

福島原発刑事訴訟の経緯

- 2011.3.11 東北地方太平洋沖地震発生
東京電力福島第一原子力発電所事故発生
- 2011.6.11 福島原発告訴団が結成され、避難者を含む
福島県民1,324人が東電幹部らを刑事告訴
11月に追加で告訴・告発を行い、合わせて
14,716人の集団告訴となる
- 2013.9.9 検察庁が被疑者全員を不起訴処分とする
- 2013.10.16 不起訴処分を不服とし、東京検察審査会に申し立てをする
- 2014.7.31 東京第五検察審査会が東電元経営陣3名を
「起訴すべき」と議決、検察庁は再捜査となる
- 2015.1.22 検察庁は再度、不起訴処分とする
- 2015.7.31 東京第五検察審査会が、東電元経営陣3名
に対し「起訴議決」としたことを発表、元経営
陣3名の強制起訴が決定する
- 2016.2.29 検察官役を務める裁判所指定の弁護士(指定弁護士)が、東京地裁
に裁判を開くよう求める(強制起訴)
- 2017.6.30 東京地裁第104号法廷にて、第1回
公判期日(初公判)が開かれる
- 2019.3.12 第37回公判期日にて結審する
- 2019.9.19 判決言渡し



MEMO

判決直前！全国集会

2019年 9月8日(日) 午後

判決を目前にした9月8日、東京にて集会を開催します。詳細は後日HPなどに掲載します
判決は、9月19日13時15分開廷の東京地裁第104号法廷にて言い渡されます

ぜひ支援団に入会し、一緒に原発事故刑事裁判を支えましょう！

福島原発刑事訴訟支援団の活動

裁判の傍聴と記録
裁判の内容について社会に広く発信
証拠の収集と分析

インターネット環境にある方は、「原発事故刑事訴訟支援団」ホームページより
オンライン入会申し込みの利用をお勧めします。

＊年会費は一口1,000円から。

メール・郵送でも入会申し込みができます。お申し込みの際は、お名前・ご住所・
電話番号・メールアドレスをお知らせください。

会員の方にはニュース『青空』をお届けします。バックナンバーはHPでご覧頂けます。

----- キリトリ -----

支援団 入会申込書

お名前	(ふりがな) -----
ご住所	〒
電話番号	
Eメール アドレス	
年会費 カンパ	¥ 年会費：1口¥1,000以上でお願いします。カンパがある方は合計金額をお書きください。
メッセージ	連絡事項のある方、メッセージをお寄せいただける方は裏面にご記入ください。 メッセージを匿名で支援団HPに掲載してもよろしいでしょうか？ <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可

支援団長メッセージ

2011年3月11日に発令された政府の原子力緊急事態宣言は未だに解除されず、福島第一原発は毎日、放射性物質を大気中と海洋に放出し続けています。未曾有の放射能汚染と長期にわたる被曝をもたらした事故の原因を究明し、刑事責任を明らかにする裁判が公正に進められるよう、支援団に参加し共に支えてくださるよう訴えます。

この国の法治国家としての中身を問い、真の被害者救済と人間の復興に道を開き、福島原発事故を顧みない誤った原発推進政策をとめるために。

団長 佐藤和良

私たちが呼びかけます



石丸小四郎



海渡雄一



鎌田慧



河合弘之



神田香織



佐藤和良



添田孝史



広瀬隆



満田夏花



水戸喜世子



武藤類子



保田行雄

私たちは賛同します

アイリーン・美緒子・スミス 明石昇二郎 秋山豊寛 安積遊歩 雨宮処凛
石田紀郎 李政美 今中哲二 落合恵子 鎌仲ひとみ 後藤政志 小森陽一
崎山比早子 島田恵 高木久仁子 高橋哲哉 田中三彦 豊田直巳 中嶋哲演
中村隆市 ノーマ・フィールド 花崎皋平 藤崎光子 湯浅一郎 横湯園子
渡辺一枝



福島原発刑事訴訟支援団

〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1
080-5739-7279 info@shien-dan.org
<https://shien-dan.org/>



郵便局から【郵便振替口座】02230-9-120291 【加入者名】福島原発刑事訴訟支援団

他の金融【銀行名】ゆうちょ銀行【金融機関コード】9900【店番】229

機関から【預金種目】当座【店名】二二九(ニニキユウ)【口座番号】0120291